

図書館 毎月第2日曜日を開館します

図書館では、利用者にとってより利用しやすい開館日・時間を検討していくため、試験的に月1回、日曜日を開館します。日曜開館の利用状況や利用者の声をお聞きし、今後のサービス充実や運営に生かしていきます。

- と き 毎月第2日曜日
4月12日・5月10日・6月14日
7月12日・8月9日・9月13日
10月11日・11月8日・12月13日
1月10日・2月14日・3月14日
- 開館時間 10時～17時
- 試行期間 令和2年度
- 問合せ 図書館 (☎ 47-2700)

フッ素塗布で強い歯に

フッ素を歯の表面に塗布することで、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

受診方法に関する詳しい内容について、対象年齢のお子さんがある家庭に後日、個別にお知らせ

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱くなってきます。元気にすくすくと育つには、予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解して、必要な時期に必要な予防接種を受けましょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、各予防接種受診票がお手元ない場合は、ご

- と き 毎月第2日曜日
4月12日・5月10日・6月14日
7月12日・8月9日・9月13日
10月11日・11月8日・12月13日
1月10日・2月14日・3月14日
 - 開館時間 10時～17時
 - 試行期間 令和2年度
 - 問合せ 図書館 (☎ 47-2700)
- 連絡ください。
- 対象 1歳から未就学児
- 自己負担 800円
- 実施期間 令和2年4月～令和3年3月
- 実施機関 町内の歯科医院
- 問合せ 子ども未来課子ども支援係

予防接種は、種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お問い合わせください。毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類
四種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、B型肝炎

子ども任意予防接種の費用を半額助成します

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに受けた任意予防接種の費用を半額助成します。

対象年齢	助成額	上限額
おたふくかぜ 1歳から未就学児	半額 (医療機関で一度、全額お支払いください)	3,000円
ロタウイルスワクチン 生後6週から32週		(各1回当たり) 5価3回接種 6,000円 1価2回接種 8,000円

- 対象者 町に住所を有する乳幼児
- 申請方法 助成を希望される方は、次の書類などを持参のうえ、手続きをしてください。
 - ①予防接種を受けたことを証明する領収書
 - ②母子手帳
 - ③振り込み先を確認できるもの(通帳など)
 - ④印鑑



■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)

心の病気で治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象の病気
統合失調症・うつ病・アルコール依存症・てんかん・自閉症など
- 助成範囲および助成額
町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
- 助成対象医療機関
指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)

特定疾患などや人工透析療法で 治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象者
 - ・特定疾患など
「特定疾患医療受給者証または、特定疾患患者認定書」、「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受診券」、「脳脊髄液減少症診断書」を交付されていることが助成の条件となります。
 - ・腎機能障害による人工透析療法で治療中の方
腎機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療(更生医療)の支給決定を受けていることが助成の条件となります。

戦没者などのご遺族の皆さんへ

- 支給対象者
戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。
 1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者の子
 3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかによ

- とします。
- 申請に必要なもの
 - ①印鑑
 - ②通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ③銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。
- 問合せ 福祉保健課健康増進係

- 助成範囲および助成額
自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
- 申請に必要なもの
 - ①対象となる「特定疾患」などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
 - ②印鑑
 - ③通院証明書
(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ④銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。
- 問合せ 福祉保健課健康増進係

- り、順番が入り替わります。
- 4. 左記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日
※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けられなくなります。
- 請求手続
請求書の用紙は福祉保健課に備えてありますが、他に戸籍抄本など必要な書類がありますので、詳しくは、福祉保健課社会福祉係までお問い合わせください。

■問合せ 福祉保健課 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

